

令和元年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況



公正取引委員会は毎年、前年度における独占禁止法等の所管法それぞれの運用状況(事件処理件数、違反事例、違反行為の未然防止のための広報活動等)について、全国及び各地方事務所別に公表しています。

今回、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」といいます。)において公表した、令和元年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。

独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、3件の独占禁止法違反事件を審査し、うち2件について注意を行いました。

3 主な事例

○自動二輪車の小売業を営む12社(A～L)は、特定車種の自動二輪車の小売価格を統一していました。(価格カルテル)

○運転代行業者Mは、自己と競争関係にある事業者とその利用客との取引を妨害していました。(競争者に対する取引妨害)



下請法

1 内容

下請法は、下請取引の公正化と、下請事業者の利益の保護を目的としています。製造業からサービス業まで、さまざまな業種において適用対象となる取引を明確に示すとともに、おやじぎょうしゃ親事業者の義務と禁止行為を具体的に定めています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、42件の下請法違反被疑事件を処理し、うち34件について指導を行いました。

3 主な事例

○食料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、納入場所に空きがないことを理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しませんでした。(受領拒否)

○清掃業務及び設備の保守点検業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていました。(下請代金の支払遅延)

○建設資材の保管及び運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意があるものの、当該合意を書面化せずに振込手数料を下請代金の額から減じていました。(下請代金の減額)

消費税転嫁対策特別措置法

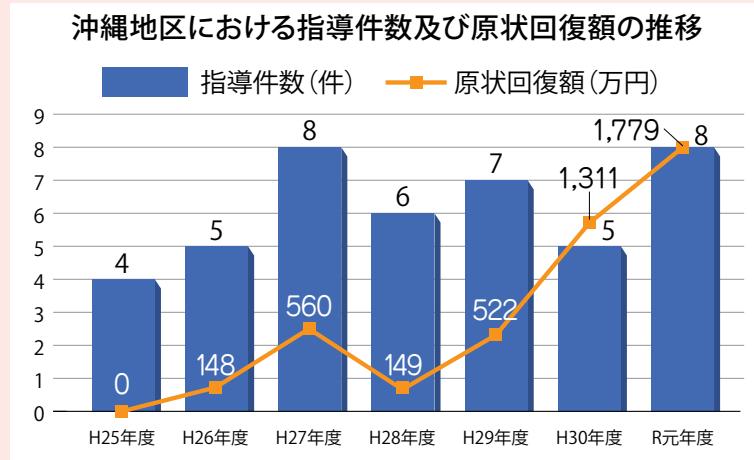
1 内容

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為(以下「転嫁拒否行為」といいます。)の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、転嫁拒否行為に対し8件の指導を行い、指導を行った違反事業者から、総額1,779万円の原状回復(転嫁を拒んでいた額の支払い)が行われました。

※ 原状回復額は1万円未満を切り捨て。
※ 平成25年度は平成25年10月から平成26年3月までの指導件数。



3 主な事例

○金融・保険業を営むA社は、調査業務を委託している事業者に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていました。(買いたたき)



消費税転嫁されてイルカ
「ルカちゃん」

景品表示法

1 内容

消費者誰もがより良い商品・サービスを求めています。ところが、実際よりも良く見せかける表示(不当表示)や、過大な景品類の提供(不当景品類)が行われたりすると、それらにつられて消費者が、実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。景品表示法は、このような行為から一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、1件の措置命令と、2件の指導を行いました。3件とも不当表示の事件でした。

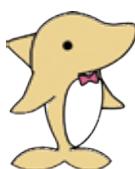
3 主な事例

○A社(焼肉レストラン)で提供するタンやハラミ等の部位を使用した料理について、外国産のものを使用していたにもかかわらず、あたかも黒毛和牛のものを使用しているかのように表示していました。(優良誤認)

○B社は、自社ウェブサイトにおいて販売する商品において、1日〇〇回飲むだけ、食事制限は不要です等と、あたかも、本件商品を摂取することで、痩身効果が得られるかのように示す表示をしていましたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。(優良誤認)

詳細な資料は、下記URLにて掲載しています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/index.html



総務部公正取引室では、独占禁止法の役割や意義を理解してもらうため、出前教室や講師の派遣を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先

総務部公正取引室 ☎098-866-0049

